

海外経済要録

国際機関

◇先進国首脳会議開催

先進7か国(日本、米国、西ドイツ、フランス、英国、イタリアおよびカナダ、なお、EC委員長およびEC閣僚理事会議長国〈現在ベルギー〉首脳も出席)首脳は、6月4、5、6日の3日間、パリのヴェルサイユ宮殿において第8回目の首脳会議を開催し、マクロ経済、通貨、貿易等を中心とする経済問題につき討議した。会議終了後に採択された共同宣言および国際通貨に関する付属文書の要旨は以下のとおり。

(1) マクロ経済・通貨

我々は、インフレの抑制に成果を収め、これにより、持続的な経済成長と雇用の拡大を図ろうとしている。また、慎重な金融政策運営と財政赤字の削減により、喫緊の課題である金利引下げを促進する一方、北米、日本およびECの通貨当局間の協力緊密化により、国際通貨体制の発展に向けて努力する(後述「付属文書」参照)。

(2) 貿易

世界貿易の発展は成長のための必要条件であり、我々は、経済の安定と雇用促進のため、ガットの機能改善等を通じ、保護主義的圧力の排除、一段の市場開放、および発展途上国との協調による多角的貿易体制の強化に努める。

(3) 東西貿易

我々は、安全保障上の理由により、ソ連・東欧との貿易関係においては、①戦略物資の輸出規制体制を整備し、②これら諸国との経済関係に関する情報をOECDの場で交換するほか、③輸出信用供与に際しても慎重を期する、等の諸点につき合意をみた。

(4) エネルギー

価格メカニズムを通じたエネルギーの節約、および原子力・石炭等代替エネルギーの開発は、今後も継続してゆかねばならない。また、我々は、石油輸出発展途上国、石油輸入発展途上国双方との協力関係の強化に努める。

(5) 南北関係

発展途上国の経済成長およびこれら諸国との関係強化は、世界全体の政治的、経済的安定の必要条件であり、これら諸国に対する援助を可能なかぎり拡大する

ため、各国が広く責任を分担しなければならない。この観点から、我々は、国連包括交渉の早期開始、IDA(国際開発協会)およびIMFの増資問題の決着等を希望する。

(6) 科学技術

世界経済の成長は、科学技術の発展に依存するところが大きい。雇用機会を創出するため、我々は、公共部門および民間部門において新技術の開発に努め、国際的な技術交流に対する障壁を除去してゆかねばならない。なお、首脳会議参加国の代表からなる作業部会を設置し、次回首脳会議の検討資料とするため、本年末までに上記目標達成のための諸提案を策定させることとする。

(国際通貨に関する付属文書)

- ① 我々は、国際通貨制度を一層安定的なものとするため、すべての関係国および国際機関と緊密に協力しつつ、共同の責任を果たしてゆく所存である。
- ② 我々は、IMFの役割を重視し、これに全面的支持を与える。
- ③ 我々は、特にSDR構成通貨を対象として、為替相場安定のためにIMFが行う監視作業に対する協力を強める。
- ④ 我々は、競争上の優位を得るために為替相場を不公正に利用することを認めない。
- ⑤ 我々は、必要に応じ、IMF協定第4条に定めるところに従って、為替市場に対する介入を行う。
- ⑥ 我々のうち、EMS参加通貨国は、上記合意がEMSの枠内で既に負っている義務を補完するものであると考える。
- ⑦ 我々は、通貨の安定と自由な財・サービス・資本の流れとが相互に補強し合うかたちとなるよう努力する。

◇OECD、輸出信用協定による金利下限を引上げ

OECD輸出信用協定(発展途上国向けプラント輸出等に対する政府系金融機関の金利引下げ競争を抑制するため、67年7月に発足した紳士協定)参加22か国は、OECD輸出信用部会議長裁定案を受入れ、7月20日、輸出信用金利の下限引上げにつき合意に達した。なお、前回協定(昨年11月16日発効、56年11月号「要録」参照)は、3度にわたる延長の末、6月25日に失効するに至ったが、ECが低所得国向け金利の引下げ等を求めて上述議長裁定案に難色を示していたため、一時は無協定状態となつて交渉が進められていたものである(注)。

(注) EC蔵相理事会は6月30日、ギリシャ・アイルランドの「高所

得国」への格上げを83年5月1日まで延期すること等を条件に、議長長定案を受け入れる旨決議した。

新しい金利下限は以下のとおり(7月6日発効、83年5月初失効)。

(1) 政府系金融機関と民間銀行との合成金利の下限を以下のとおりとする(年利・%、カッコ内は旧レート)。

金利	期間		
	2年以上 5年以下	5年超 8.5年以下	8.5年超 10年以下
高所得国向け	12.15(11.00)	12.40(11.25)	—
中所得国向け	10.85(10.50)	11.35(11.00)	—
低所得国向け	10.00(10.00)	10.00(10.00)	10.00(10.00)

(2) 日本については、国内金利水準が低いため、対象国・期間の別なく、日本輸出入銀行と市中銀行の合成金利の下限を8.7%(従来は9.25%)とする。

米州諸国

◇米国銀行監督機関、銀行の「一次資本」に含まれる転換義務付証券の査定基準を発表

連邦準備制度理事会および通貨監督官(Comptroller of the Currency)は昨年12月17日、国法銀行、連邦準備制度加盟州法銀行および銀行持株会社に対する検査・監督に際し適用する資本充実度に関する統一ガイドラインを公表したが(注)、このほど資本充実度判定に当って指標として用いる「一次資本(primary capital)」に含まれる転換義務付証券(mandatory convertible instruments)の査定基準を決定し、直ちに適用を開始する旨5月26日に発表した。本措置は、最近の銀行および銀行持株会社による転換義務付証券発行の盛行にかんがみ、「一次資本」に含まれる同証券の範囲を定めるため採られたものである。

(注) 1月号「要録」参照。

今回発表された査定基準の内容は概略次のとおり。

1. 「一次資本」に含まれる転換義務付証券は、①証券保有者に証券発行者の株式を同額買取よう義務付ける証券(equity note)と、②証券発行者に当該証券にかかる債務を返済しうる額の株式を販売するよう義務付ける証券の2類型に分類される。

(1) 株式買取義務付証券

- ① 償還期限は12年以下。
- ② 証券保有者は、買取義務の履行を保証するのに十分な担保を発行者またはその受託者に提供する場合に限り買取契約を分離できる。

(2) 株式販売義務付証券

- ① 償還期限は12年以下。

② 証書には次の条項を含む。

イ. 証券発行者は、普通株または非償還優先株(common or perpetual preferred stock)の販売代り金をもって基金を設立し、これを原資とする場合に限り証券を償還できる。

ロ. 証券発行者は、償還期限までの $\frac{1}{2}$ の期間が経過するまでに証券の元本の $\frac{1}{2}$ に相当する金額の、同じく $\frac{1}{2}$ の期間が経過するまでに元本の $\frac{1}{2}$ に相当する金額の普通株または非償還優先株の販売代り金を基金に積立てる。また、償還期限の少なくとも60日前までに元本の残り $\frac{1}{2}$ に相当する金額の販売代り金を基金に積立てる。

なお、上記基金に積立てられた金額は二重計上を避けるため「一次資本」から控除される。また、証券発行者が期間別積立要件を満たさない場合には、当該証券は直ちに「一次資本」から除外される。

2. 転換義務付証券に適用される一般的条項

- ① 転換義務付証券の総額は、その他の「一次資本」の20%を超えてはならない。
- ② 証券発行者は、普通株または非償還優先株の販売代り金を原資とするか、直接監督する機関の許可がある場合に限り証券を期限前償還できる。
- ③ 証券保有者は、発行者の倒産、支払不能、組織変更の場合に限り元本償還の繰上げを求められることができる。
- ④ 転換義務付証券は弁済順位において発行者のすべての負債に対し劣後する。

◇米国、国庫債務臨時限度額を引上げ

レーガン大統領は6月28日、国庫債務臨時限度額を82年9月30日までの期限付きで、現行の6,798億ドル(81年10月以降設定)から7,431億ドル(永久限度額4,000億ドルを含めた総限度額は11,431億ドル)に引上げる法律に署名した。

◇米国預金取扱い金融機関規制廃止委員会、91日物T B金利基準新種定期預金の創設等を決定

標記規制廃止委員会(Depository Institutions Deregulation Committee)は6月29日、商業銀行、貯蓄金融機関に対し91日物財務省証券(T B)金利を基準として付利する7~31日物定期預金の新設を認可する旨決定した(9月1日実施予定)。これは、本年3月22日に預金金利上限規制(Regulation Q)の適用を受けない定期預金(期間3年半以上)および91日物T B金利基準定期預金(期間91日)の新設を認可(5月1日実施)した(注)の続き、預

金金利自由化を進め MMMF に対抗し得る商品と認めることにより、資金流出に悩む預金取扱金融機関、なかでも貯蓄金融機関の救済を図る趣旨で採られた措置である。また同規制廃止委員会は同時に、既に預金金利上限規制の適用を受けていない期間1年半以上の年金勘定および期間3年半以上の定期預金の付利方式に関する制限を撤廃し、これらの預金金利を完全自由化する旨決定した。

(注) 4月号「要録」参照。

今回決定の具体的内容は次のとおり。

(1) 91日物 T B 金利基準新種定期預金の概要

① 金利

91日物 T B 平均入札利回り(毎月曜日入札実施)を上限(ただし商業銀行は同入札利回りの0.25%引き)とする。同金利上限および金利格差は83年5月1日に撤廃予定。

なお、91日物 T B 平均入札利回りが4週間連続して9%以下となった場合には上記金利上限および金利格差は適用停止。

② 最低預金残高

20,000ドル。これを下回った場合には、貯蓄預金金利(現行商業銀行5.25%、貯蓄金融機関5.5%)を適用。

③ 期間

7~31日(定期型、通知型とも可)。ただし、解約は満期到来後1営業日以内なら可、それ以降は自動継続。

④ 追加預入

随時可能。ただし、追加分についても預入後当初分と同期間の預入を義務付け。

⑤ 小切手振出し

同勘定を見合いとする小切手振出しは認めない。

⑥ スウィープ取極め

同勘定または他勘定の残高が一定額に達すると勘定間で自動的に資金を振替えるスウィープ取極め(同勘定から他勘定へ、および他勘定から同勘定への双方を含む)は認めない。

⑦ 期限前引出しに対する違約金

期限前引出しに対する違約金は、引出し後満期までの期間に引出し額に付利されるべき利息相当額を下限とする。ただし、その金額が、定められた期間の $\frac{1}{2}$ の期間に引出し額に付利される利息を下回る場合には、後者を下限とする。

⑧ 譲渡性

譲渡不能。

⑨ 預入者資格

制限なし。

⑩ その他

最低預金残高の条件を満たすため預金者に貸付を行ってはならない(ループホール型の禁止)。また、同預金を貸付の担保としてはならない。

⑪ 実施時期

82年9月1日

(2) 預金金利自由化預金付利方式の自由化

連邦準備制度理事会、連邦住宅貸付銀行理事会等の監督機関では、既に預金金利上限規制の適用外とされている期間1年半以上の年金勘定(個人年金勘定<individual retirement account>および自家営業者年金勘定<Keogh plan retirement account>、81年12月1日に適用停止)および期間3年半以上の定期預金(82年5月1日に新設)の付利方式について、一定の指数を基準として付利する場合には、当該基準指数は T B 金利等個別金融機関が影響を及ぼし得ないものであること等制限を課してきたが、預金取扱金融機関規制廃止委員会では今回、こうした制限を撤廃し、付利方式を完全自由化する旨決定した。

◇カナダ、石油・天然ガスに関する課税措置等を一部修正

カナダ政府は5月31日、石油・天然ガスに対する課税措置等を一部修正する法案(National Energy Program Update 1982)を議会に提出した。本法案は世界的な不況を背景とした石油・天然ガス需給の緩和や高金利による影響などから経営不振に陥っている国内石油・天然ガス産業の救済を主なねらいとしたもので、昨年秋に産油州との間で合意をみた石油・天然ガス価格および課税に関する措置(56年10月号「要録」参照)を一部修正するとともに、国産石油・天然ガスの需要を促進するための若干の追加的措置等をも盛り込んでいる。

主な内容は以下のとおり。

(1) 減税措置等

イ. 石油・天然ガス収益税の引下げ

石油・天然ガス収益税(ロイヤリティを含む純収益)の税率を82年6月1日から83年5月31日まで14.67%に引下げる(修正前16.0%、純収益の25%は従来通り課税控除)。なお合成石油にかかる石油・天然ガス収益税は83年1月1日から84年12月31日まで10.67%とする(修正前、コスト回収までは10.67%、以後16.0%)。

ロ. 石油増収税の免除

ールド・オイル(80年末までに発見された石油)の国家エネルギー計画(注)を上回る価格引上げによる増収益(ただしロイヤリティを控除)にかかる税率を82年6月1日から83年5月31日までゼロとする(修正前50%)。

ハ、石油・天然ガス収益税にかかる税額控除

82年6月1日以降石油・天然ガスの生産により取得した収益にかかる収益税について企業、グループ当たり年間最高25万カナダ・ドルまで税額控除する。

(2) 石油価格の引上げ

イ、ールド・オイル価格の引上げ

石油の井戸元価格はールド・オイル価格とニュー・オイル(81年以降に発見された石油、合成石油等)価格の2本建てで別表のとおり価格引上げ計画が設定されていたが、ールド・オイルのうち74～80年間に発見されたものについては、82年7月1日から輸入石油価格の75%まで引上げる(73年以前に発見されたールド・オイルについては別表の価格引上げ計画を従来通り適用)。

ロ、ニュー・オイル価格適用範囲の拡大

83年1月1日以降ニュー・オイル価格の適用範囲を拡大し、総収益の5%以下のロイヤリティを支払っている実験的なプロジェクトや過去少なくとも3年間生産を中止していた油田が生産を再開した場合などにもニュー・オイル価格を適用する。

石油価格引上げ計画(81年9月設定)

(年末)	ールド・オイル カナダ・ドル/バーレル	ニュー・オイル カナダ・ドル/バーレル
1982	25.75	49.22
83	33.75	57.06
84	41.75	63.48
85	49.75	70.23
86	57.75	77.48

(注) ただしールド・オイル価格は輸入石油価格の75%を、またニュー・オイル価格は輸入石油価格の100%(85、86年については85%)を超えないこととされている。

(注) 石油の自給体制の確立、石油・天然ガス産業でのカナダ資本比率の引上げ(90年までに50%へ)、石油・天然ガス価格の適正化等を目標としたカナダの総合的なエネルギー政策。80年10月に発表されて以来、国会審議、産油州との交渉を経て一部修正が行われており、今回さらに修正されたもの。

欧州諸国

◇ EC首脳会議開催

EC加盟各国首脳(EC委員長を含む)は6月28日およ

び29日、ブリュッセルにて本年第2回目の首脳会議を開催し、中東紛争等の国際政治問題ならびに対米関係を中心とする経済問題につき討議した。会議終了後に採択された決議のうち、経済問題に関する部分の要旨は以下のとおり。

1. 対米関係

金利の低下は世界景気回復のための必須条件であり、米国政府および議会が、財政赤字問題の解決を図るため、必要な決定を下すことを希望する。

また、貿易面では、ECの鉄鋼製品に対する米国のダンピング判定および相殺関税発動(6月10日仮決定)、シベリアの石油・天然ガス開発計画に対する同国の機材・技術禁輸措置強化(6月18日決定、米国企業の国外子会社およびライセンス契約会社をも禁輸措置の対象に組み入れ)等を不当とした先のEC蔵相理事会(6月21・22日)の決議を追認する。貿易面での適及効果を伴う一方的な決定、国外における法的措置の行使および既存契約の履行を阻害する措置は、自由貿易体制を著しく損なうこととなろう。

EC首脳会議は、最近におけるEC—米国関係の悪化を憂慮し、以下の方法によりこれに対処することが重要であると考えられる。

- (1) ガット等の場においてECの正当な権益を守ること。
- (2) 貿易政策の運営に当っては、貿易相手国同様の有効性と迅速性をもって行動すること。
- (3) 米国およびECの政策当局者間で、真のかつ有効な対話を確立すること。

2. 域内経済

前回首脳会議(本年3月、4月号「要録」参照)において確認されたとおり、雇用情勢を改善するためには、生産的投資の促進、競争力と生産性の向上、および技術革新を梃子にした共同体としての産業戦略が不可欠となる。この観点から、以下の分野で一層の努力を払うことが望ましい。

- (1) 各国が国内政策の策定に当って設備投資の促進を優先課題とすること等により、経済構造の近代化に努める。
- (2) 民間部門および公的部門における生産的投資へ資金を振り向ける必要性につき、各国政府が国民各層の理解を得ることにより、域内経済をより均質なものとす。
- (3) 本年11月に開催される合同理事会において、若年層を主たる対象とする共同体レベルでの具体的失業対策を決定する。

(4) 各種理事会において、各国の政策方向が上記の目標に合致しているか否かを検討する。

◇ E C 委員会、82・83年の域内経済見通しを発表

E C 委員会は6月28日、E C 首脳会議(6月28・29日、ブリュッセルにて開催、「要録」別項参照)に対し、82・83年の域内経済に関する報告を提出した。なお、本報告は5月中に作成されたため、6月14日実施のEMSの多角的通貨調整(「要録」別項参照)の影響は考慮されていない。概要は以下のとおり(別表参照)。

(1) 実体経済

域内景気は、81年第4四半期に上向きに転じた後、82年第3四半期以降、個人消費や民間設備投資の立ち直りを主因に回復基調を強めてゆくものとみられる(実質GDP成長率、82年+1.5%→83年+2.6%)。この間、雇用情勢は引続き悪化傾向をたどるものの、83年に入って失業の増勢は鈍化しよう(失業率、82年9.2%→83年9.4%)。

(2) 物価

物価上昇率は、極めて漸進的ながら低下傾向をたどり、83年に入って2桁を割る見込みである(個人消費デフレーター<年平均上昇率>、82年+10.2%→83年+9.5%)。もっとも、加盟国間の物価パフォーマンス格差が大幅に縮小するまでには至らず、西ドイツ等における落ち着いた着きに対し、フランス、イタリア等では引続き2桁インフレが続こう。

(3) 国際収支

この間、国際収支面では、第2次石油ショックの影響がほぼ吸収され、経常収支は均衡圏内まで改善するものとみられる(経常収支赤字、82年99億ドル→83年22億ドル)。もっとも、国際収支面でも引続き加盟国間のパフォーマンス格差が大きく、西ドイツ、英国等では82年に既に黒字を示現する一方、フランス、イタリア等では、83年に入っても依然大幅な赤字になるものとみられる。

(4) 政策提言

上記経済見通しのもと、域内の政策は、従来どおり、経済の安定促進、設備投資の振興、域内経済の均質化等の方針に沿って進めてゆかねばならない。特に、設備投資については、予想される石油価格の安定や若干の金利低下のみから早期回復を期待することは難しいため、各国が財政節度を守りつつ予算措置を拡大することが望まれるほか、E C としても、共同市場のメリットを生かした政策調整等によりこれを支援してゆかねばならない。

E C 経済見通し

	1981年 (実績)	1982年			1983年
		当 見 通 し (81/ 10月)	(注1) 初 見 通 し (82/ 10月)	(注2) 前 回 見 通 し (82/ 3月)	
実質GDP (前年比)	-0.3%	+2.0%	+1.6%	+1.5%	+2.6%
個人消費 デフレーター (前年比)	+10.9%	+10.4%	+10.6%	+10.2%	+9.5%
失業率	7.9	8.5	9.1	9.2	9.4
マネーサプライ (前年比)	+10.5%	+9.9%	+9.9%	+10.7%	+10.9%
財政赤字 (対GDP比率)	5.1	4.1	4.7	5.0	4.8
経常収支赤字 (同)	0.6	0.9	0.4	0.5	0.2

(注1) 56年11月号「要録」参照。

(注2) 57年4月号「要録」参照。

◇ E C、EMSの多角的通貨調整を実施

1. E C 蔵相会議は6月12日、EMS(欧州通貨制度)参加通貨相互の中心相場調整のため、西ドイツ・マルクおよびオランダ・ギルダーを各4.25%切上げ、フランス・フランを5.75%切下げ、イタリア・リラを2.75%切下げる旨決定、14日以降実施した。今回のEMS通貨調整は、本年2月に続くもので、EMS発足(79年3月)以来6回目のものである(79年10月号、12月号、81年4月号、10月号、および本年3月号「要録」参照)。

2. 今次調整の結果、EMS参加国中央銀行の介入上下限点および各通貨の対E C U基準相場は以下のとおり変更された。

(1) 各国中央銀行介入上下限点(次頁表参照)。

(2) 対E C U基準相場(カッコ内は旧基準相場)

1 E C U = 2.33379 D. M. (2.41815 D. M.)

= 2.57971 D. G l. (2.67296 D. G l.)

= 44.9704 B. Fr. (44.6963 B. Fr.)

<Lux. Fr. も同値>

= 1,350.27 Lit. (1,305.13 Lit.)

= 6.61387 F. Fr. (6.19564 F. Fr.)

= 0.691011 I r. £. (0.686799 I r. £.)

= 8.2340 D. Kr. (8.18382 D. Kr.)

= 0.560453 £ (0.557037 £)

(注) 英ポンドはEMS未参加のため、基準相場ではなく代表相場(Taux représentatif)。

3. 今次調整は、インフレ率格差の拡大など西ドイツと

EMS参加国中央銀行介入上下限点(6月14日実施)

中央銀行名		西ドイツ ブンデス バンク	ベルギー 国民銀行	オランダ 銀行	デンマーク 国民銀行	フランス 銀行	ア イル ラ ン ド 銀 行	イ タ リ ア 銀 行
		D.M.	B.Fr.	D.Gl.	D.Kr.	F.Fr.	Ir.£.	Lit.
D.M. 100マルクにつき	上限		1,970.85	113.05	360.83	289.95	30.2845	61,433.0
	中心		1,926.93	110.537	352.817	283.396	29.6090	57,857.4
	下限		1,884.00	108.0775	344.97	277.09	28.9520	54,490.0
B.Fr. 100ベルギー・ フランにつき	上限	5.303		5.8670	18.726	15.042	1.57155	3,188.0
	中心	5.18961		5.73646	18.3098	14.7072	1.53659	3,002.58
	下限	5.074		5.6090	17.903	14.380	1.50241	2,828.0
D.Gl. 100ギルダーにつき	上限	92.525	1,782.85		326.45	262.21	27.3975	55,577.0
	中心	90.4673	1,743.23		319.183	256.38	26.7864	52,341.9
	下限	88.455	1,704.45		312.08	250.67	26.1915	49,296.0
D.Kr. 100デンマーク・ クローネにつき	上限	28.990	558.60	32.0425		82.15	8.5830	17,412.0
	中心	28.3433	546.154	31.33		80.3239	8.39216	16,398.7
	下限	27.715	534.0	30.6325		78.535	8.2055	15,444.0
FFr 100フランス・ フランにつき	上限	36.090	695.40	39.8925	127.33		10.6855	21,677.0
	中心	35.2863	679.941	39.0045	124.496		10.4479	20,415.7
	下限	34.500	664.80	38.1375	121.73		10.2155	19,227.0
Ir.£. 1アイルランド・ ポンドにつき	上限	3.454	66.56	3.818	12.1870	9.7890		2,074.8
	中心	3.37736	65.0792	3.3324	11.9159	9.57129		1,954.05
	下限	3.302	63.6315	3.65	11.6509	9.3585		1,840.32
Lit. 1,000イタリア・ リラにつき	上限	1.835	35.360	2.02850	6.475	5.201	0.54338	
	中心	1.72839	33.3047	1.91051	6.09804	4.89818	0.511758	
	下限	1.628	31.365	1.79925	5.743	4.613	0.48197	

フランスの経済パフォーマンスの違いが一段と目立ってきたことなどを背景として、EMS内でフランス・フランに対する売り圧力が極度に高まったため、フランスが提議したもので、フランスが切下げにあたり賃金・物価の凍結等を含む緊縮経済プログラムを実施(「要録」別項参照)する旨約したことから、西ドイツ等の合意するところとなったものである。なお、昨年10月にフランス・フランと同幅の切下げを行ったイタリア・リラについては、イタリアがインフレ高進を懸念して大幅切下げに難色を示したため、フランス・フランに比べ小幅の切下げにとどめられた。

◇ブンデスバンク、再割引枠を拡大

1. ブンデスバンクは、6月16日の定例中央銀行理事会において、以下の措置を決定し、6月23日から実施した。

- (1) 金融機関に対する手形割引枠を50億マルク拡大(460→510億マルク)する。

(2) 市場調節の範囲内で手形割引会社(Privatdiskont)を通じ買入れる銀行引受手形の買入限度額を5億マルク拡大(30→35億マルク)する。

2. 本決定に関する同行のプレス・コミュニケは次のとおり。

「本措置は金融機関が必要とする中央銀行通貨の一部を現行公定歩合7.5%で継続的に供給しようとするものである。ブンデスバンクは、本措置が市中における手形割引信用の金利低下に資することを期待している。」

◇西ドイツ政府、83年度予算案を閣議決定

1. 西ドイツ政府は7月7日、83年度(83年1～12月)予算案を閣議決定した。本予算案では、7月1日に閣議決定をみた83年度予算編成方針に沿って、歳出総額を2,505億マルク、その前年比伸び率を+1.9%(82年度見込み同+5.5%)と「戦後最低の伸び」(ローンシュタイン蔵相)に抑制、これによって財政赤字額を284.3億マルク(82年

度見込み 338.6億マルク)まで圧縮している。本予算実現のため社会福祉関連、補助金を主体とする歳出削減措置等が打出されたほか、最近における一層の失業増大に対処して雇用促進対策も同時に決定された。閣議決定された具体的な諸措置は以下のとおり。

(1) 社会福祉分野の歳出削減および受益者負担の強化

- ① 失業者に対する年金、健康保険掛金の国庫負担算定基準引下げ(失業前の総所得の100%→同70%、これによる歳出削減額33億マルク)。
- ② 失業保険料率の引上げ(4%→4.5%、83年以降3年間引上げ<30億マルク増収>)。
- ③ 年金受給者の健康保険掛金の段階的的自己負担化。
- ④ 医療費の自己負担比率引上げ。

(2) 租税特別措置・補助金等の見直し

- ① 西ベルリン・西ドイツ本土間の航空運賃に対する補助金の段階的廃止。
- ② 所得税算定上、既婚者に対して認められている課税軽減措置の手直し(税軽減限度14千マルク→10千マルク)。

(3) 雇用促進対策

- ① 職業訓練制度の拡充等による若年層失業対策(2.1億マルク)のほか、住宅・学校建設(3.5億マルク)、鉄鋼、石炭産業への助成措置(6.5億マルク)等(計15.4億マルク)。
- ② 本年2月決定された雇用対策関連支出(17億マルク、本年2月号「要録」参照)。

2. ラーンシュタイン蔵相は閣議後の記者会見で本予算案に関し次のとおり発言した。

「歳出総額の伸びがぎりぎりに抑えられた(利払い費を除くベースの前年比伸び率は $\Delta 0.2\%$)ため、困難な予算編成となったが、仕上りとしては財政再建の基本を維持しつつ雇用の確保と社会福祉水準の維持に配慮したバランスのよい健全な(stocksolide)予算が組めたと思う。本予算案がこのとおりの姿で実現しうるか否かについては、先行きの景気動向(本予算案では83年の実質GDP成長率+3%、同名目+6.5%と想定)や海外金利・為替相場動向等不確定要因が多いことから、かなりのリスクがある点十分承知している。今後の議会審議の過程(9月中旬～12月)で、仮に大きな条件変化が生じた場合には、予算の修正等必要な措置をとる所存である。」

3. なお西ドイツ政府は、83年度予算と合せ中期財政計画(1984～86年)を閣議決定したが、同計画によれば1984年以降の歳出の伸びを名目GDP成長率の範囲内に抑制、86年の財政赤字額を本年見込額比約4割減の196億

マルクにまで削減している。同計画の概要は以下のとおり。

	(単位・億マルク)			
	1983年	1984年	1985年	1986年
歳出総額 (前年比・%)	2,505 (+1.9)	2,508 (+3.0)	2,660 (+3.1)	2,780 (+4.5)
税収総額 (前年比・%)	1,987 (+5.6)	2,113 (+6.3)	2,274 (+7.6)	2,441 (+7.3)
うち83年度予算 税優遇措置 廃止に伴う 増収分	5.3	5	7	8
財政赤字額	284.3	274	248	196

◇フランス、緊縮経済プログラムを発表

1. フランス政府は6月13日、前日に発表されたEMS内でのフラン切下げ(「要録」別項参照)に呼応し、「インフレ克服を通ずる経済再建のための電気ショック療法(un électrochoc)」「(ドゥローロール経済財政相)として、概要以下の緊縮経済プログラムを発表した。

(1) 物価・所得凍結等(注)

イ. 物価

すべての物品・サービス(ただし、農産物、生鮮食料品、鉄鋼製品、エネルギー製品、輸入一次産品を除く)の価格および輸入加工製品の流通マージンを6月11日の水準で10月末まで凍結する。

ロ. 所得

(イ) 賃金……法定最低賃金(SMIC、物価スライド条項付き)を除くすべての給与所得(一時金、各種手当等を含む)を6月分の水準で7月以降4か月間凍結(ただし、6月11日以前に決定していた賃上げについては実施を認める)。なお、本措置に違反した雇用主に対しては、給与所得者1人当たり600～1,200フランの罰金を徴収する。

(ロ) 配当……82、83年支払い分の一株当たり配当額につき、79～81年配当実績のうち最高額の108%を上限とする。ただし、本年初から83年支払い分の配当額決定日までに20%以上の増資を実施した企業の株式は、本規制の対象外となる。

(注) 政府は当初、話し合いを通して本措置に対する労使双方の了解をとりつける方針を示していたが、当該交渉が決裂したため、法的措置による実施に踏み切った(物価凍結措置については1954年6月30日付の法令を適用、所得凍結措置については6月22日に関係法案を時限立法のかたちで閣議決定)。

(2) 財政赤字抑制

イ. 財政赤字……82、83年の財政赤字を名目GDP対比3%以内に抑制(82年1,000億フラン以下、83年

1,200億フラン以下<ただし、予算補正で増額される可能性を考慮し、当初予算ベースでは1,000億フラン程度に抑制> (注)。

(注) 抑制措置を講じない場合、82年の財政赤字は1,200億フラン(5月補正後の予算では955億フラン)、83年は同2,000億フランに達するとの見方が多い。

ロ. 社会保障機関の赤字……雇用主、労働者双方の負担引上げ、および公務員の特別拠出により、全国商工業雇用連合(UNEDIC、2月号「要録」参照)の82、83年の収支を均衡させる。また、その他社会保障機関についても、健康保険関係支出等削減(82年中80億フラン)などにより兩年の収支均衡を図る。

(3) マネーサプライの抑制

82年のマネーサプライ増加目標値(M₂、年末残高の前年比)を13%に設定(注)。

(注) 昨年12月に発表された公式の目標値は12.5~13.5%(1月号「要録」参照)ながら、TB増発、企業収益の悪化に伴う後向き需資の増加等から、現在M₂の伸び率は前年比15~16%程度となっている模様。

2. 今次緊縮経済プログラムにつき、フランス政府では、「経済成長を損わず、かつ、失業対策を継続しつつ、インフレ率を早期に10%以下に引下げることがねらったものである」(モーロワ首相)と述べている(注)。

(注) ドウロール経済財政相は、「本措置による経済成長率引下げ効果は0.1~0.2%に過ぎず、また、失業者数は今後200万人前後で頭打ちになろう」と発言。

◇フランス、内閣の小幅改造を実施

フランス政府は6月29日、第2次モーロワ内閣(81年6月23日発足、56年7月号「要録」参照)の小幅改造を発表した。今次内閣改造の概要は以下のとおり。

(1) Pierre Dreyfus 産業相の辞任を受け、Jean-Pierre Chevènement 科学技術相が産業相を兼任。

(2) 国民連帯省(社会福祉関係)と労働省を合併して社会問題・国民連帯省としたうえ、Nicole Questiaux 国民連帯相の辞任を受け、Pierre Bérégovoy 大統領府官房長が社会問題・国民連帯相に就任(注)。

(注) これに伴い、Jean Auroux 労働相が社会問題・国民連帯相付労働担当相となったほか、Bérégovoy 新社会問題・国民連帯相は大統領府官房長を辞任。

今次内閣改造は、一般に、「最近における緊縮政策への転換に平仄を合わせて陣容を変更したもの」(ル・モンド紙)と受けとめられている。なお、政府では今次内閣改造につき、「年内に予定されている大規模な改造の第一段階」(モーロワ首相)であると説明している。

◇フランス銀行、82年下半期の直接貸出規制適用方針を発表

1. フランス銀行は6月29日、82年下半期の直接貸出規制(encadrement du crédit)の適用方針を発表した。概要は以下のとおり(対象金融機関・対象貸出等はほぼ従来どおり、なお、82年上半期の規制内容については1月号「要録」参照)。

(1) 基準貸出枠

各月末の基準貸出枠は以下のとおり(81年末対象貸出残高=100)。

	〔一般枠〕 一般金融機関 (Aカテ) (ゴリー)	割賦信用 専門機関 (Bカテ) (ゴリー)	〔特別枠〕* 全対象 金融機関 (A・B) (共通)
82/7月末	102.5	104.5	109
8 "	102.5	105	110
9 "	103	105.5	111
10 "	103	106	112
11 "	103.5	106.5	113
12 "	104.5	107	114

* これまで特別枠の対象貸出とされていた特定の中期設備投資貸付(クレディ・ナショナルもしくは中小企業設備金庫<CEPME>よりリファイナンスを受け、かつ、フランス銀行のリファイナンス条件を満たしているもの)については、82年12月末の貸出残高を82年1月5日の残高に対して140%とする枠を別途設定(6月末の同貸出枠は同120%、(2)のロ参照)。

(2) 今次規制の特徴点

イ. マネーサプライ抑制の見地から(注)、82年末の貸出増加率を81年末と同率(前年末比、一般枠+4.5% <82年はAカテゴリー、81年は第1グループの各場合>、特別枠+14.0%)に止めていること。

(注) 政府は6月13日、前日決定のフラン切下げに付随するインフレ抑制策の一環として、マネーサプライ抑制方針の堅持(本年の非公式な具体的増加目標値<M₂、年末残高の前年比>を13%に設定)を発表(「要録」別項参照)。

ロ. 上半期に続き、一部中期設備投資貸付に対する特別優遇枠を別途設けていること(注)。

(注) フランス銀行は5月中旬、企業支援を企図した82年度補正予算案(6月号「要録」参照)に平仄を合わせ、特別枠の対象として既に優遇を受けている一部の中期設備投資貸付につき、6月末の基準貸出枠を拡大(81年末枠比+7%→82年1月5日残高比+20%)。

2. フランス銀行では、今回発表された82年下半期の直接貸出規制につき、「あくまでマネーサプライ増加目標

値を達成すべく設定したものであり、本年の財政赤字が1,200億フラン以内に収まれば(注)、本貸出枠により目標値の達成は十分可能となろう」と述べている。

一方、企業収益の悪化に伴う後向き需資の増大から、このところ大手行の貸出枠超過が目立っていたため、一般には、「下半期の貸出規制はかなり厳しい」(ル・モンド紙)とみる向きが多い。

(注) 政府は、6月13日発表のインフレ対策の一環として、82年度の財政赤字を1,000億フラン以下に抑制する方針を発表。

◇英蘭銀行、マネーサプライの新指標としてM₂を導入

1. 英蘭銀行は7月1日、これまで作成されていたマネーサプライ統計に新たにM₂を指標として加える旨、同行発行の四半期報(82年6月号)で公表した(同時に81年11月央～82年5月央までの月次計数<原計数のみ>を発表)。

M₂の構成項目(注)は以下のとおり。

- ① 現金通貨
- ② ポンド建当座預金
- ③ 小切手振出、自動振替その他要求払可能なすべてのポンド建預金
- ④ 残高10万ポンド以下のその他のポンド建預金のうち、報告日から1か月以内に満期の到来する預金および1か月以内に通知すれば引出し可能な預金(小額の違約金支払によって期日到来前に引出し可能な預金を含む。なお、小額の違約金とは、通常違約金が14日以内の利息相当額の場合をいう)

(注) 預金はすべて民間非金融機関居住者分のみ。外貨建預金は現存のところ含まず。

2. 英蘭銀行はM₂を導入する理由として、M₁およびポンド建M₃に比べて財、サービスの取引をより良く反映する指標の作成を目指した点を挙げており(注)、このため、M₂の作成にあたっては取引活動との関係を重視し、預金の流動性、残高等に配慮してその定義を定めている。なお、残高の最高限度額はインフレの高進に伴い随時引上げるとしているほか、このところ銀行預金との競合関係が強まっている住宅金融組合(building society)預金についてもこれを対象に加える方向で検討中としている。

(注) 英蘭銀行はM₁およびポンド建M₃の問題点として以下を指摘。

(1) M₁(現金通貨+ポンド建民間部門要求払預金)の9割は無利息預金のため、高金利時にはM₁に含まれない他の利付預金に流れる傾向があり、金利変動の影響が過大に反映されがちである。

(2) ポンド建M₃(現金通貨+公共部門および民間部門のポンド建預金)には、取引活動と直接関係のない投資目的の預金も含まれており、実体経済の動きを必ずしも忠実に反映しない。

なお、住宅金融組合は金融部門に含まれないため、M₁、ポ

ンド建M₃のいずれにも住宅金融組合預金は含まれていない。

◇英蘭銀行、割引商社に対する資産保有規制を改訂

1. 英蘭銀行は6月4日、割引商社(Discount House)に対する資産保有規制を改訂する旨発表した。新たな規制措置の内容は次のとおり(従来規制については(注1)参照)。

(1) 「調整済総資産(adjusted total book)」の保有限度額を基礎資本(capital base)(注2)の40倍以内とする。
(2) 「調整済総資産」は、資産の危険度に応じて予め定められた危険乗数を各資産額に乗じて得られる金額(追加額)の合計を帳簿上の総資産額に加算することによって算出する(資産別の危険乗数については別表参照)。なお、危険乗数の区分に見合う固定負債があれば、これを当該区分に属する資産額から控除したうえで「追加額」を算出する。

(3) 「追加額」の合計は、基礎資本の15倍以内とする。
2. 今次措置につき英蘭銀行では、「今次措置の主たるねらいは、割引商社の資産をその種類に応じて評価することによって損失発生危険度をより正確に把握し、割引商社が損失に対応できるだけの資金を保有させることにある」と説明している。

(別表)

資産別危険乗数

危険乗数	資産内容
0	現金、英蘭銀行預け金、期間3か月以内の再割適格手形・非適格銀行引受手形・特定商業手形(注)・CD・確定利付国債、金利が3か月以下の期間ごとに固定される変動金利資産、翌日物貸付等
1	期間3～6か月の再割適格手形、同3～12か月の非適格銀行引受手形、同3～6か月の特定商業手形、同3か月以内のその他の商業手形、同3～12か月のCD、同3～18か月の確定利付国債、金利が3～6か月の期間毎に固定される変動金利資産、期間2営業日以上貸付等 (控除：期間3～12か月の固定負債)
2	期間1年超の非適格銀行引受手形、同6か月超の特定商業手形、同3か月超のその他の商業手形、同1～3年のCD、同1年半～5年の確定利付国債、金利が6か月以上の期間毎に固定される変動金利資産、先物予約をしていない(open position)外貨等 (控除：期間1～3年の固定負債)

4	期間3年超のCD、同5年超の確定利付国債、株式投資(優先株を含む)等 (控除:期間3年超の固定負債)
---	---

(注) 特定商業手形とは、振出人と引受人が別人であるか、公共機関名によるものか、あるいは裏書きされているものをいう。

(注1) 従来の規制では、①総資産保有限度額は自己資本の30倍以内とする、②総資産のうち1年超の証券類の保有限度を自己資本の8倍以内とすることになっていた。なお、旧規制では「自己資本」の定義は公表されていない。

(注2) 「基礎資本」(capital base)の定義は以下のとおり。
 払込済株式資本+株式発行差金+資本準備金+利益準備金+前期未処分利益(損失)+偶発損失積立金およびその他積立金(繰延租税引当金を含む)+現時点までの当期純利益(損失)(未実現損益<当期納税額控除後>を含む)-〔固定資産のネット帳簿価格(自由保有権付および賃借不動産の20%を控除)+営業権+子会社ないし関連会社に対する投資(株式および貸付金)の帳簿価格+親会社ないし関連会社に対する無担保貸付〕

◇英国、マネーサプライ増加抑制策を発表

1. 英国大蔵省は6月25日、大幅に増加をみている銀行貸出を抑制するため以下のマネーサプライ増加抑制策を発表した。

- (1) ゼロ・クーポン債および低利付債に対する税制を整備(注1)し、企業によるこの種の債券発行を認める(従来は、事実上発行が禁止されていた)。
- (2) 国家貸付資金(注2)の地方公共団体向け貸付に変動金利を採用することを認める(従来は固定金利のみ)。
- (3) 国家貸付資金による余裕資金の保有を認める(従来は最低限の運転資金に限定)。

2. 今次措置につき英国大蔵省では、「銀行貸出の抑制によってマネーサプライ管理を強化するため」と説明している。ちなみに、上記各措置の背景およびねらいは次のようなものとみられている。

- (1) 英国の民間起債市場では、国債の大量発行とこれに伴っての長期金利の高水準持続により、ここ10年余りにわたって実質上起債が困難になっており、このため企業は必要資金の大半を銀行借入に依存せざるをえなくなっている。今回の措置は、発行者側に税制上のメリットを与える(注1参照)かたちで新方式の債券発行を認めることによって、企業の資本市場からの資金調達を促進し、銀行貸出を通ずるマネーサプライ増加を抑制しようとするものである。
- (2) 国家貸付資金の貸付は従来固定金利に限定されていたため、地方公共団体は借入資金の高利固定化を嫌って長期資金調達を銀行借入(変動金利)にシフトしていた。今回、国家貸付資金にも変動金利の採用を認めることにより、地方公共団体の銀行借入を国家貸付資金からの借入に切換えるよう仕向け、(1)と同様の効果を

ねらったものである。

- (3) 国家貸付資金に余裕資金の保有を認めることによって、非銀行部門に対する国債の弾力的追加発行が可能となり、民間資金を直接国庫に吸収できるようにするものである。

3. これらの措置に対し市中銀行筋では、「ゼロ・クーポン債等の発行が可能になることについては、企業の資金調達が多様化される意味で歓迎できるが、税制上債券購入者にメリットが少なく、企業にとって有力な資金調達手段になりうるか即断できない。また、その他の措置については技術的な措置であり、今後の運営方針次第である」との見方をとっている。

(注1) 国税当局は同日、今後はゼロ・クーポン債ないし低利付債の償還差益を利子所得とみなして課税する旨を発表した。今次決定に伴い、差益に対する課税は債券保有者に対して行われることになり、発行者側は発行時との差額分を損金として処理できることとなった。

(注2) 国家貸付資金(National Loans Fund)は、国債の発行、利払いのほか、国有企業、地方公共団体等への貸付を行っている。

◇スウェーデン中央銀行、罰則金利の一部引上げを実施

1. スウェーデン中央銀行は6月17日、従来一定水準(自己資本の50%)を超える中央銀行借入れに対しては、借入期間の長さにかかわらず一律14%(81年10月15日以降)の罰則金利を適用していたが、6月18日以降期間6日以内の借入に対する罰則金利を14%に据置く一方、連続7日以上 of 借入に対しては、罰則金利を16%に引上げる旨を発表した。

スウェーデンの罰則金利推移	
実施日	罰則金利(%)
80年1月18日	13.0
	↓
81年1月3日	15.0
	↓
10月15日	14.0
	↙ ↘
82年6月18日	14.0 (連続6日以内) / 16.0 (連続7日以上)

2. 本措置につき、スウェーデン中央銀行は、「最近における住宅信用を中心とする銀行貸出の増加(注)にかんがみその抑制をねらったもの」と説明している。

(注) スウェーデン中央銀行は銀行貸出を前年比7%増以内に抑制するよう勧告しているが、これに対し商業銀行の貸出は本年5月時点で前年比約+13%と増加をみている。

◇ポルトガル、エスクード切下げを実施

ポルトガル政府は6月15日、ポルトガル・エスクードを主要貿易相手国14か国の通貨からなる通貨バスケット

に対して9.4%切下げ、翌16日以降実施する旨発表した。なお、従来から行われているクローリング・ベッグ方式によるエスクード切下げ(同バスケットに対する月当り切下げ率は昨年12月以降0.75%、56年12月号「要録」参照)は引続き実施される。

今次エスクード切下げは、EMSの多角的通貨調整(6月14日実施、「要録」別項参照)およびポルトガルの経常収支悪化傾向にかんがみて決定されたもので、これに伴い、6月14日以降閉鎖されていた同国の為替市場は、16日午後1時再開された。

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、景気浮揚策を発表

韓国政府は6月27、28日、①市中金利の大幅引下げ(平均4%)、②マネーサプライコントロールの緩和、③法人税率、一部特別消費税率の引下げ、等を骨子とした総合景気対策を発表した。韓国では、昨秋以降の景気のスローダウンに対処して年初に総合的な景気浮揚策(金利の引下げ、公共事業の前倒し執行等)を実施したあと、3月にも公定歩合、市中金利の引下げを行った(2、4月号「要録」参照)。しかしその後の景気は輸内需の低迷から一段とスローダウンしており、企業収益の悪化も目立ってきた。今回の措置は、こうした状況を眺め、主として企業収益の改善を通じて経済活動の活性化を図ろうとしたものである。その概要は次のとおり。

(1) 市中金利の大幅引下げ(28日より実施)

① 貸出金利

商業手形再割引、一般貸出	旧レート	新レート
優良企業向け	13.5(%)	10.0(%)
一般企業向け	14.0	10.0
輸出支援金融	11.0	10.0

② 預金金利

普通預金	1.8	据置き
家計総合預金	12.0	8.0
定期預金(1年以上)	12.6	8.0

(2) マネーサプライコントロールの緩和

年初来マネーサプライコントロールの上限を上げてきた(1月20~22%→5月22~25%)が、今後は上限を撤廃し、企業の資金需要に応じて弾力的に対応するとの方針に転換。

(3) 税率の引下げ

① 法人税率を現行の33~38%から20%へと引下げ(83年より実施)。

② カラーテレビの特別消費税率を40%から28%へ引

下げる(7月より実施)。

なお上記措置のほか金融効率化措置の一環として昨年(83年)の韓一銀行に続いて、本年中に第一銀行、ソウル信託銀行、83年には朝興銀行の政府保有株式を全額売却し、完全に民営化を図る旨発表した。

◇台湾、預金準備率を引下げ

中央銀行は6月28日、79年8月以来約3年振りに預金準備率の引下げを決定、翌29日から実施した。台湾では、前年8月以降本年4月まで5次にわたり金利を引下げてきたが(プライム・レート通計 Δ 3.75%)、依然として景気の停滞基調が続いている(鉱工業生産、前年比1~3月 Δ 0.8%→4~5月 Δ 0.6%)。今回の措置は、「金融の一段の緩和を通じて景気の早期回復を促進する」(邱正雄中央銀行業務局長)とのねらいからとられたものである。

新旧預金準備率は次のとおり。

	旧	新
当座預金	25%	23%
普通預金	23	21
定期預金	11	10
普通貯蓄預金	15	14
定期貯蓄預金	9	8

◇パキスタン、1982年度予算案を発表

パキスタン政府は6月14日、1982年度(82年7月~83年6月)予算案を発表した。本予算案についてカーン蔵相は、①ウシュル(農産物税)の導入等経済のイスラム化を推進する一方、②更年後かげりのみられる同国経済の成長維持を図るために経済開発と輸出産業の育成に重点を置いたものである旨説明している。

新年度予算の概要は次のとおり。

(1) 歳入面

歳入は、ウシュル(農産物税、農業生産額の5%を徴収)や輸入課徴金(一部品目を除き5%を賦課)の導入に加えて、海外からの援助の大幅な増加(前年比+26.0%)もあって、全体では前年比+17.8%と前年実績(同+10.7%)を上回る伸びとなっている。

(2) 歳出

歳出は、エネルギー資源の開発、灌漑設備の整備を中心とする経済開発関係費(経常、資本勘定計、前年比+21.5%)や輸出の促進を企図した補助金の増加(前年比+26.8%)のほか、対内・外借入増に伴う債務返済負担の増嵩(同+36.0%)もあって、前年比+20.4%(前年、同+11.7%)の伸びとなっている。

(3) 財政収支

歳出の伸びが歳入を上回っていることから財政赤字額は81億ルピーと前年実績(54億ルピー)を上回るかたちとなっている。

パキスタンの1982年度予算案

(単位・億ルピー)

		1981年度 (実績 見込み)	1982年度	前年度比 %
歳入	経常勘定計	417	472	13.3
	租税収入	399	444	11.1
	租税外収入	110	128	17.1
	州政府への還付	△ 92	△ 100	8.1
	資本勘定計	180	230	28.0
うち海外援助	125	157	26.0	
歳入計		597	702	17.8
歳出	経常勘定計	381	469	23.2
	うち国防費	196	221	12.8
	債務返済費	91	124	36.0
	経済開発費	9	25	2.6倍
	補助金	11	14	26.8
資本勘定計	270	314	16.5	
うち開発支出(連邦)	212	244	14.9	
" (州政府 (經由分))	58	64	10.4	
歳出計		651	783	20.4
収支じり		△ 54	△ 81	—

◆豪州、金融制度改革に着手

豪州では昨年11月に金融制度調査会(通称「キャンベル委員会」)から制度改革の勧告が提出され、これについて政府部内で検討されてきた(56年12月号「要録」参照)が、6月下旬に同勧告に沿った改革の第1弾が次のとおり決定された。

- (1) 準備銀行による商業銀行に対する貸出残高規制(現行年間伸び率12%)を本年6月末で撤廃する

- (2) 連邦政府が発行する長期国債の条件については地方債の利率をできるだけ低く維持したいとする州政府の承認を得て決定していたが、今後はこれを必要としないこととする。また発行にあたっては従来のタップ方式(一旦準備銀行が引受け、市場実勢をみながら随時売却していく方式)から入札方式に変更する。

- (3) 州の準政府機関である電力庁の資金調達については借款委員会の借入枠と利率規制の適用除外とする。

◆ニュージーランド、賃金・物価等を1年間凍結

ニュージーランド政府は6月22日、昨年来続いている高率インフレ(3月前年比+15.6%)に対処するため、翌23日から1年間、賃金・物価等を凍結することを決定した。その概要は次のとおり。

- (1) すべての給与所得者の賃金を現行水準で凍結する。
- (2) 財・サービスの現行価格水準の引上げを認めない。ただし間接税の引上げや輸入物価の上昇に伴う値上げは例外として認める。
- (3) すべての家賃・地代を凍結する。
- (4) 預貸金金利を据置く。
- (5) これまで小刻み引下げを行ってきた為替レートを現行管理フロート制の下で安定的に維持する。

共産圏諸国

◆第36回コメコン総会開催

第36回コメコン総会は6月8日から10日までハンガリーの首都ブダペストで開催された。同総会はコメコン諸国の経済がエネルギー不足や対西側債務の累増などから大きな困難に直面している状況下、ポーランドに対する経済支援と域内貿易・経済協力の拡大とが主要議題となり、次のような点で合意をみたと伝えられている。

- (1) ポーランドの経済再建のために同国への経済支援を強化する。
- (2) コンピューターの技術開発を協同で推進する。
- (3) エネルギーの新規開発(とくに原子力発電)と省エネ技術の開発のための協力を強化する。